

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年6月12日 15時00分ごろ
発生場所	愛知県西尾市梶島 ^{かじ} 南西方沖 吉良宮崎港沖防波堤東灯台から真方位160° 1,320m付近 （概位 北緯34°45.9′ 東経137°05.8′）
事故の概要	プレジャーボートラッキーキャプテンは、東北東進中、浅所に乗り揚げた。 ラッキーキャプテンは、船底部の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和3年6月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ラッキーキャプテン、5トン未満 260-30022愛知、個人所有 10.07m (Lr) × 2.75m × 1.03m、FRP ディーゼル機関、169.2kW、平成4年6月
乗組員等に関する情報	船長 70歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年7月30日 免許証交付日 令和元年11月18日 （令和6年7月29日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底部に破口、主機関及び船内電装品濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約62cm （三河港）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、翌日に予定していた知人との釣りに備え、釣り場の事前調査の目的で、令和3年6月12日06時30分ごろ、西尾市寺部町所在の係船地（以下「本件係船地」という。）を出発した。 船長は、南知多町師崎の南方沖で釣りを行った後、11時00分ごろ梶島の西方沖に移動して漂泊し、昼食と休憩の後、14時30分ごろ本件係船地へ戻る計画で航行を開始した。

	<p>船長は、魚群探知機の機能がついたGPSプロッターの画面に、船位表示と魚群探知機の水深表示を二分割画面に表示し、魚群探知機の水深約5～6m表示で海底の岩礁の様子を時折確認しながら、目視による見張りにより約2ノットの対地速力で海面の状況に注意を向けて、東北東進していたところ、15時00分ごろ、衝撃を感じて梶島南西方沖の浅所に乗り揚げたことに気付き、機関を停止した。</p> <p>船長は、通り掛かった水上オートバイにより救助されて同水上オートバイの船長よって118番通報が行われ、本件係船地に戻った。</p> <p>本船は、本事故時、船底に生じた破口から浸水して半没状態となり、後日、船長が手配した業者により本件係船地までえい航され、陸揚げされた後、廃船処分となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.2mであった。</p> <p>船長は、目視による見張りで、進行方向の海面の状況を確認し、魚群探知機の水深を時折見ながら航行していれば大丈夫だと思い、急激に浅くなったことに気付かなかった。</p> <p>船長は、本事故後、魚群探知機の水深表示のみでなく、GPSプロッターの船位表示からも水深を見ていれば、進行方向の水深の急な変化に気付くことができ、本事故は防げたと思った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、梶島南西方沖を東北東進中、船長が、翌日の釣りの事前調査の目的で、魚群探知機により水深約5～6mの海底の状況を見ながら航行を続けたことから、進行方向の水深の急な変化に気付かず、梶島南西方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、海面の状況に注意を向けて見張りを行い、また、魚群探知機で水深を確認していたことから、航行に支障はないと思い、GPSプロッターの船位表示からも水深を見ていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、梶島南西方沖を東北東進中、船長が、翌日の釣りの事前調査の目的で、魚群探知機により水深約5～6mの海底の状況を見ながら航行を続けたため、進行方向の水深の急な変化に気付かず、梶島南西方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行する海域の浅所の場所を海図、GPSプロッターなどで事前に把握し、可能な限り浅所には近づかないこと。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、水深の浅い海域を測深しながら航行する場合、魚群探知機で自船の真下付近の水深を確認するのみならず、GPSプロッターの水深表示を活用し、前方の水深の状況を確認しながら航行すること。 |
|--|--|

付図1 事故発生経過概略図

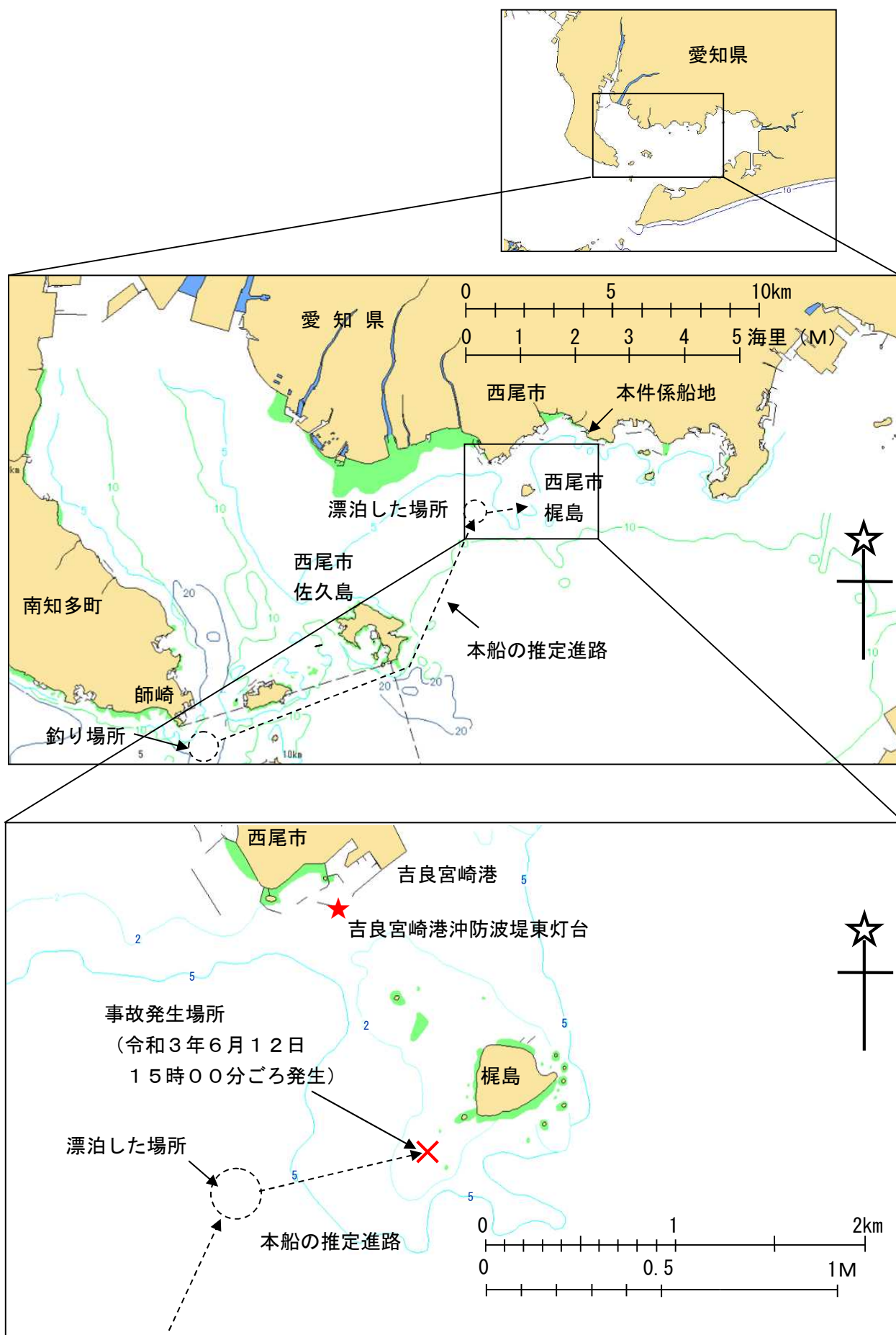


写真1 本船



(船長撮影)